

第2節 身近な自然と快適で潤いをもたらす環境の保全と創造・・・

1 身近な自然環境の保全

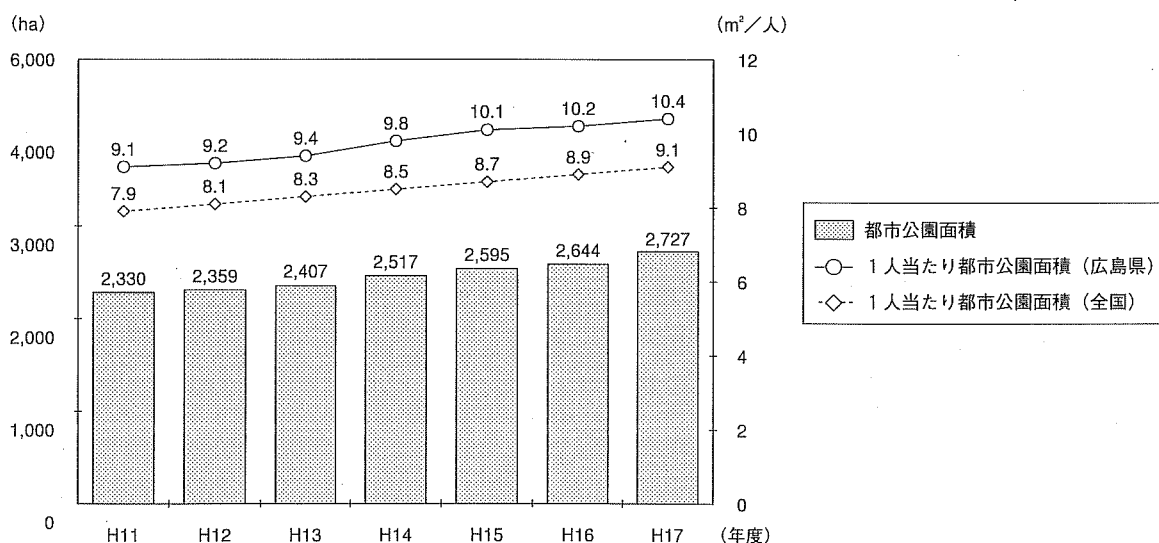
●現状と課題

農山村地域等は、里山¹、水田・畑などの農用地や集落などで構成される多様な環境が存在し、その中で多くの生物が生息していますが、過疎化・高齢化の進行により、里山・農用地等の有する環境保全機能の維持が困難な地域も発生しています。

一方、都市域及び都市近郊では、地域住民の良好な生活環境の維持に資する自然環境の保全を図るとともに、公園や緑地等の整備・保全等により、安らぎのある快適な生活環境を創造していく必要があります。また、都市の主要なみどりを構成する街路樹についても、都市景観の美化、緑蔭の提供による安らぎや快適性の向上、防塵、防風等効用、空気清浄化等の働きや公園や緑地を結ぶ生態空間としての重要性が認識されつつあります。

河川、溪流、海岸などの水辺については、地域の人々が親しみやすく、憩いの場となるような水辺環境の整備を進める必要がありますが、全国1位のプレジャーボート保有県であり、適切な係留を行っていない放置艇があることなどから、沈没船等による海域環境への悪影響が発生しています。

図表 3-2-1 都市公園²面積及び1人当たり都市公園面積



資料：県都市整備室

図表 3-2-2 緑地環境保全地域数及び面積（平成18年4月1日現在）

区 分	地域数	総面積 (ha)
緑地環境保全地域	22	818

資料：県自然環境保全室

【施策の方向】

■ 身近な生き物やみどりとのふれあいの場となる農用地や里山林、都市公園などの保全と創造

1 里山：市街地等の従来から林産物栽培、肥料、炭の生産等に利用されていた森林で、近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。
2 都市公園：都市計画法2条で定義されるもので、国が設置する国営公園と、児童公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の地方公共団体が設置する都市公園がある。

●施策の展開

(1) 農用地の保全

農用地は、生産基盤や水源かん養の機能に加え、営農活動と調和して多様な生物が生息する空間であり、みどりの空間を保持し、県民にやすらぎを与える機能を持っていることから、こうした機能の維持・増進のため、中山間地域では集落等を単位とする地域ぐるみの永続的な農業生産活動を推進し、都市近郊では、みどり空間として地域ぐるみで計画的・集団的土地利用を図るなど、その保全管理と有効利用を誘導します。

平成17年度に講じた施策・平成18年度に講じる施策

ア 中山間地域等直接支払事業〔農業経営室〕

農用地の持つ水源かん養などの公益的機能の維持を目的に、農業生産条件の不利な中山間地域等を対象として、集落等を単位とする農業生産活動を推進し、耕作放棄の原因となる農地生産条件の不利性を補正する直接支払を実施します。

【平成17年度事業実績】協定面積19,336haに対し、2,526,528千円を交付しました。

【平成18年度事業内容】平成17年度から新対策が5年間の予定で開始しており、協定面積のさらなる拡大と、持続的農業生産活動を目指す積極的な協定活動が見込まれます。

イ 中山間ふるさと水と土保全基金事業〔土地改良室〕

非農家を含めた中山間地域の住民一体による共同活動を支援し、地域コミュニティを発展させることにより、農地及び土地改良施設（用水路、ため池、農地法面等）の維持保全活動を活発化させて、農業農村のもつ公益的・多面的機能の良好な発揮や自然環境の保全・再生を推進します。

また、都市住民に対する情報提供や啓発・普及活動を進め、農村と都市との共生・対流を促すことにより、中山間地域のもつ資源が県民全体の財産として評価され、利活用されていくことを目指します。

【平成17年度事業実績】・「ひろしまの農村フォトコンテスト」開催

・東広島市及び三次市において、「農業農村体験イベント」開催

・神石高原町において、「水土里の路ウォーキング」開催

【平成18年度事業内容】・土地改良施設等維持管理計画策定

実施地区：4地区

・庄原市において、「農業農村体験イベント」開催

ウ 棚田地域水と土保全基金事業〔土地改良室〕

美しい日本の原風景といわれる棚田の公益的・多面的機能を広く農民にPRし、維持保全に対する理解と認識の向上を図ることにより、地域住民だけでなく都市住民やボランティア団体による保全・利活用活動の活性化につなげます。

【平成17年度事業実績】・神石高原町において、「親子ふれあい体験バスツアー」を開催

【平成18年度事業内容】該当なし

エ 中山間地域緊急保全対策事業〔農村基盤室〕

中山間地域の中で最も条件不利地域である棚田地域を対象に、緊急的な整備や持続的保全に係る支援を実施し、棚田のもつ国土保全、環境保全の機能を良好に発揮させます。

【平成17年度事業実績】該当地区なし

【平成18年度事業内容】該当地区なし

(2) 里山林の保全

都市周辺の森林において緑豊かで良好な生活環境や自然環境の保全・形成に努めるとともに、多様な生物の生息・生育環境等として貴重な存在となっている里山林において地域住民と都市住民との交流・協力等によりその保全を推進します。

平成17年度に講じた施策・平成18年度に講じる施策

ア 里山林整備推進事業〔森林保全室〕（再掲）

県民参加の森林づくりの拠点となる森林の整備並びに森林ボランティア団体等と森林所有者等との協定締結を推進するため、推進委員会の設置及び運営、現地検討会の開催、作業器具の整備等を支援しました。

【平成17年度事業実績】 東広島市において、森林ボランティア団体の行う森林整備等の活動を支援しました。（平成17年度終了）

イ 共生保安林整備事業〔治山室〕

都市周辺の森林において、緑豊かで良好な生活環境や自然環境の保全・形成を図るため、保健休養・自然環境保全機能の高い森林を整備します。

【平成17年度事業実績】 保安林の機能を多目的かつ高度に発揮させるための造成改良整備等により保健休養・自然環境保全機能の高い森林整備を5地区で実施しました。

【平成18年度事業内容】 引き続き、同様の事業を5地区で実施します。

(3) まちのみどりの保全・創造

- 「広島県自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域の指定により、市街地やその周辺地域の緑地等の保全を図ります。
- また、住区基幹公園、都市基幹公園等の重点的な整備や、風致地区、緑地保全地区の指定等により、都市域及び都市近郊の良好な生活環境の形成を推進します。
- さらに、街路樹の植栽などによる道路緑化、法面における自然植生の回復等により良好な道路環境の整備を推進します。

平成17年度に講じた施策・平成18年度に講じる施策

ア 緑地環境保全地域の指定等〔自然環境保全室〕

「広島県自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域を指定し、市街地やその周辺地域の緑地等の保全を図ります。

(緑地環境保全地域指定状況は、資料編「自然環境5」参照)

【平成17年度事業実績】 県内22箇所の緑地環境保全地域の保全に努めました。

【平成18年度事業内容】 引き続き、緑地環境保全地域の保全に努めていきます。

イ 植樹帯などによる道路緑化〔道路保全室・道路整備室〕

みどりに恵まれた快適な環境が身近な空間に創出されるよう、道路改良や維持修繕の際、植樹帯や法面の緑化などを必要に応じ行い、良好な道路環境の整備を推進します。

ウ 緑の斜面整備事業〔砂防室〕

緑豊かな自然の活用や、斜面空間の利用により、地域の環境にとけ込んだ斜面整備を推進するため、補強土工法を実施し、既存木の保存を行います。

【平成17年度事業実績】 呉市・天応中学下地区において整備しました。

【平成18年度事業内容】 引き続き、呉市・天応中学下地区において整備します。

エ 都市公園事業〔都市整備室〕(再掲)

都市公園の整備や都市における緑化の推進は、都市環境を改善するとともに自然的環境を創出し、快適で潤いのある生活環境を形成します。

【平成17年度事業実績】 みよし運動公園(三次市)、三原運動公園(三原市)他9箇所で緑化を行いました。

【平成18年度事業内容】 上野総合公園(庄原市)、東広島運動公園(東広島市)他8箇所で緑化を行います。

オ 街路事業〔都市整備室〕(再掲)

⇒ 詳細は「第1章第1節3 吸収源対策の推進」

(4) 親水施設の整備

- 河川環境は地域の自然、生活、文化等の形成に大きな役割を果たしていることから、その環境整備においては、それら多面的な価値を十分に活かし、長期的・広域的な視野に立った川づくりを推進します。
- 港湾、漁港、海岸の環境整備においては、交流の促進、生活環境の向上等を目的とし、緑地や親水施設等の整備を推進します。

平成17年度に講じた施策・平成18年度に講じる施策

ア 漁港環境整備事業〔漁港漁場整備室〕

漁港における景観の保持・美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成するため、植栽、休憩所、親水施設等を整備します。

【平成17年度事業実績】豊島漁港・田尻漁港・柿浦漁港において、緑地等を整備しました。

【平成18年度事業内容】新規箇所の日市漁港を含んだ、豊島漁港・柿浦漁港において整備します。

イ 漁港海岸環境整備事業〔漁港漁場整備室〕

国土の保全と併せて、海岸部の総合的レクリエーション機能の整備をします。

【平成17年度事業実績】豊島漁港において、人工海浜等を整備しました。

【平成18年度事業内容】引き続き、豊島漁港において整備します。

ウ 農地海岸環境整備事業〔農業基盤室〕

農地海岸において、農地の保全を図るとともにレクリエーション活動の場とするため、植栽や人工海浜及び突堤を設置し環境整備を行います。

【平成17年度事業実績】大野浦海岸において、階段式護岸を整備しました。

【平成18年度事業内容】引き続き、大野浦海岸において整備します。

エ 河川環境整備事業〔河川企画整備室〕

河川環境は地域の自然、生活、文化等の形成に大きな役割を果たしていることから、その環境整備においてはそれら多面的な価値を十分に活かし、長期的・広域的な視野に立った川づくりを推進します。

【平成17年度事業実績】出口川・四川において親水性護岸等の河川整備を行いました。

【平成18年度事業内容】四川において引き続き、親水性護岸等の河川整備を行います。

オ 自然再生事業（緑の砂防ゾーン創出）〔砂防室〕

荒廃した溪流の溪流内部や溪流周辺において砂防設備としての樹林帯や遊砂地を設け、土砂の移動の抑制や流出土砂の捕捉を図るとともに、流域及び溪流周辺の自然環境を保全します。

【平成17年度事業実績】向山支川・市場川において用地買収・管理用道路工事を八幡川において樹林帯・遊砂地の工事を行いました。

【平成18年度事業内容】引き続き、向山支川・市場川において用地買収・管理用道路工事・本堤工事、八幡川において樹林帯・遊砂地の工事を行います。

カ 環境学習事業（水辺の楽校プロジェクト）〔砂防室〕

子ども達の自然とのふれあいを通じた遊びや生活体験等の機会が減少しているため、河川等のもつ様々な機能を活かし、河川等が身近な遊びの場、教育の場となるように、水辺の整備を推進します。

【平成17年度事業実績】なし。

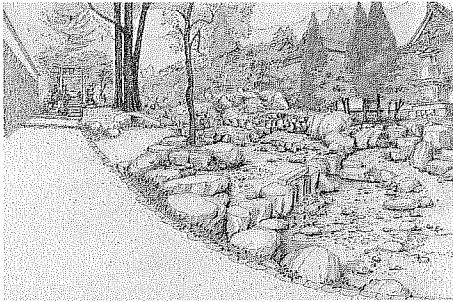
【平成18年度事業内容】なし。

キ 砂防の歴史・文化拠点づくり【砂防室】

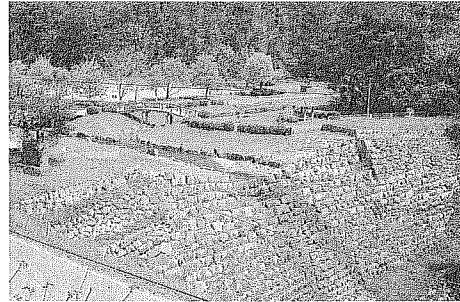
地域の文化・歴史に配慮し、歴史的な遺産や砂防施設を積極的に保存するとともに、周辺の環境整備を行い、地域の人々に砂防に対する啓発活動を展開し「砂防の歴史・文化拠点づくり」を行います。

【平成17年度事業実績】 大通院谷川において護岸工事・管理用道路工事，堂々川において用地買収を行いました。

【平成18年度事業内容】 引き続き，大通院谷川において護岸工事・管理用道路工事，堂々川において用地買収・護岸工事を行います。また，新規箇所として，白糸川において護岸工事を行います。



白糸川イメージ図



堂々川6番砂留と堂々公園

ク 放置艇の規制【港湾管理室】（再掲）

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例，及び港湾法第37条第3項に基づき，禁止区域を順次指定して水域の適正な管理を行います。

【平成17年度事業実績】 放置艇の撤去指導や廃船処理の指導を行いました。

【平成18年度事業内容】 引き続き，水域の適切な管理を行います。

ケ 港湾環境整備事業【港湾企画整備室】（再掲）

港湾におけるアメニティを高め，人々が集い，賑わい，やすらぐ場とするため，緑地などの環境整備を行います。

【平成17年度事業実績】 干潟（県内2箇所），緑地（県内5港）を整備しました。

【平成18年度事業内容】 引き続き，干潟・緑地を整備します。

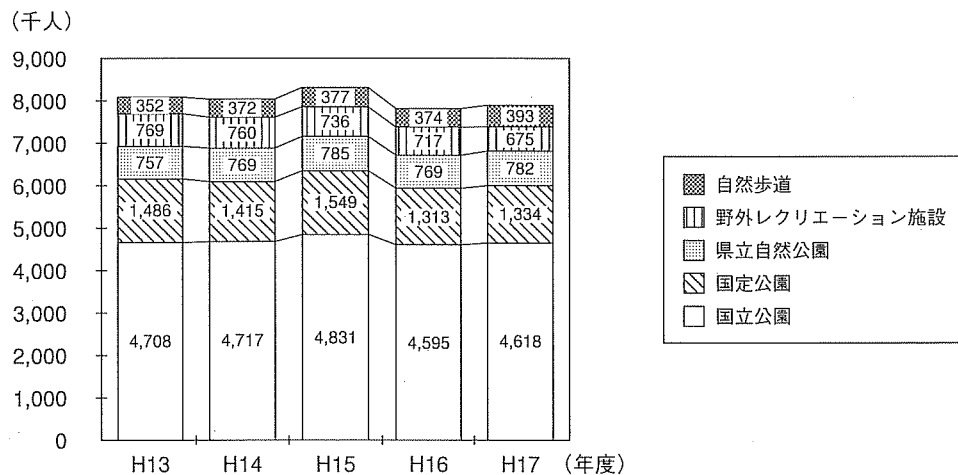
2 自然とのふれあいの増進

●現状と課題

余暇時間の増加等に伴い自然とのふれあいを求める県民ニーズが高まっているものの、施設・設備の老朽化や自然公園等に求められる機能の多様化等により、利用者数は概ね横ばい傾向にあります。

(自然公園等位置図は、資料編「自然環境1」参照)

図表 3-2-3 自然公園等利用者数



資料：県自然環境保全室

図表 3-2-4 自然公園利用者数

(単位：千人)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
国立公園	4,708	4,717	4,831	4,595	4,618
国定公園	1,486	1,415	1,549	1,313	1,334
県立自然公園	757	769	785	769	782
合 計	6,951	6,901	7,165	6,677	6,734

資料：県自然環境保全室

図表 3-2-5 野外レクリエーション施設等利用者数

(単位：千人)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
県 民 の 森	202	174	150	145	148
もみのき森林公園	218	203	204	194	191
県 民 の 浜	106	97	77	84	68
中央森林公園	243	285	305	294	268
県 自 然 歩 道	41	36	47	45	41
中国自然歩道	311	336	330	329	352
合 計	1,121	1,132	1,113	1,091	1,068

資料：県自然環境保全室

図表 3-2-6 野外レクリエーション施設等（平成18年4月1日現在）

区 分	規 模
県 民 の 森	1,164ha
もみのき森林公園	400ha
県 民 の 浜	23ha
中 央 森 林 公 園	267ha
県 自 然 歩 道	127km
中 国 自 然 歩 道	464km

資料：県自然環境保全室

【施策の方向】

- 県民の自然とのふれあいを増進する自然公園や野外レクリエーション施設の整備の推進

●施策の展開

- 自然公園等においては、地元市町、関連機関等との密接な連携のもと、県民の自然とのふれあいを増進する施設等の計画的な整備を推進します。
- 幅広い年齢層を対象として、体験を通じ、自ら考え、調べ、学び、行動するという過程を重視した環境学習を推進するため、豊かな自然に恵まれ、宿泊研修機能を備えた県立の自然公園や野外レクリエーション施設について、体験型環境学習拠点としての機能を強化します。

平成17年度に講じた施策・平成18年度に講じる施策

ア 自然公園等施設整備事業〔自然環境保全室〕

自然公園等（国立公園、国定公園、県立自然公園、野外レクリエーション施設及び長距離自然歩道（県自然歩道、中国自然歩道））においては、地元市町、関連機関等との密接な連携のもと、県民の自然とのふれあいを増進する施設の計画的な整備・改修を推進します。

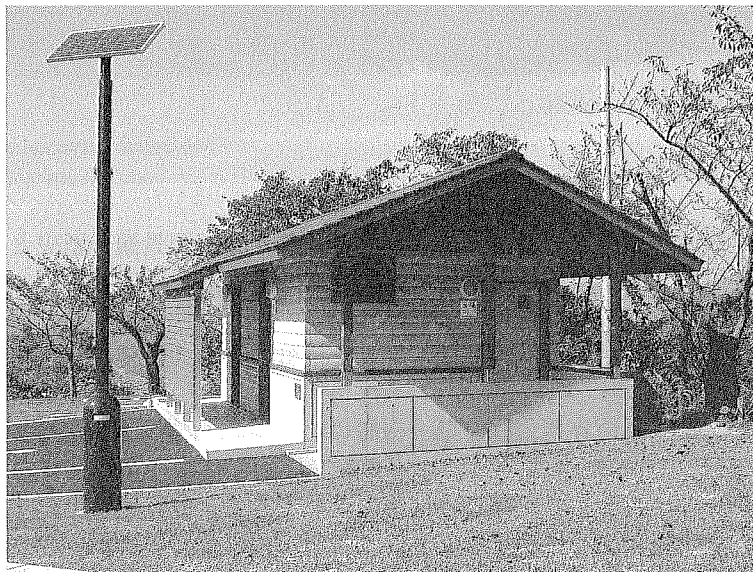
県内の自然公園や野外レクリエーション施設については、ユニバーサルデザイン¹の導入や環境学習機能の強化といった利用者のニーズに沿った適切な整備を図ります。

【平成17年度事業実績】

公園名	事業箇所	内 容
瀬戸内海国立公園	休山	公衆トイレ
	仙酔島	園路等
西中国山地国定公園	三段峡	歩道等
	臥竜山麓八幡原	修景緑化
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡（中国自然歩道）	歩道
県立自然公園	三倉岳	テントサイト、案内板等
	竹林寺用倉山	公衆トイレ
	山野峡	野営場
野外レクリエーション施設等	もみのき森林公園	グラウンド等
	中央森林公園	自転車道橋梁、歩道等
	坂町ふるさと自然のみち	ウォーキングセンター、公衆トイレ等

※ 1箇所当たりの事業費が500万円以上のものを掲載

1 ユニバーサルデザイン：年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくり、しくみづくりを行うという考え方。



公衆トイレとソーラー外灯（筆影山）

【平成18年度事業内容】

公園名	事業箇所	内 容
西中国山地国定公園	三段峡	歩道
	牛小屋高原	園路、炊事棟
	八幡湿原	自然再生実施計画策定等
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡（中国自然歩道）	歩道
	帝釈峡	グラウンド
	比婆山	公衆トイレ、車道設計
県立自然公園	三倉岳	野営場
	神之瀬峡	修景緑化
野外レクリエーション施設等	もみのき森林公園	機械設備
	県民の浜	空調・給湯設備、砂浜
	中央森林公園	自転車道橋梁、休憩所
	中国自然歩道（絵下山・茶臼山ルート）	歩道、休憩所

※ 1箇所当たりの事業費が500万円以上のものを掲載

3 優れた景観，歴史的・文化的環境の保全と創造

●現状と課題

本県は中国山地の自然美，瀬戸内の多島美，水とみどり豊かな田園景観，歴史と伝統に彩られた活力ある都市景観などを有しており，この優れた景観を県民共有の財産として守り育て，適切に次の世代に引き継ぐことが求められています。

これら優れた景観の保全と創造には，地域に密着した市町の果たす役割が大きく，市町主体の景観施策が必要です。

また，県内の数々の文化遺産のうち，国・県・市町の文化財に指定・選定・登録された数は約2,900件，周知の埋蔵文化財包蔵地は約16,000件であり，いずれも全国的に件数の多い県になっています。この貴重な文化遺産を，県民共有の財産として保存し次世代に継承するとともに，県民の文化の向上に資するために整備・活用を進め，文化的な生活環境を形成することが求められています。

図表 3-2-7 「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」に基づく景観指定地域

名称	区域	種類	指定年月日
宮島・大野 景観指定地域	廿日市市(旧宮島町，旧大野町の区域)	宮島町：景観モデル地域 大野町：景観形成地域	H3.12.25
新広島空港周辺 景観指定地域	三原市(旧本郷町，旧大和町区域)及び東広島市(旧河内町の区域)	全域：景観形成地域	H4.4.1
西中国山地国定公園 周辺景観指定地域	廿日市市(旧吉和村の区域)，安芸太田町(旧筒賀村，旧戸河内町の区域)及び北広島町(旧芸北町の区域)	全域：景観形成地域	H5.2.10
西瀬戸自動車道 景観指定地域	尾道市(旧御調町を除く区域)	全域：景観形成地域	H5.4.1
安芸灘架橋 景観指定地域	呉市(旧蒲刈町，旧下蒲刈町，旧川尻町，旧豊浜町，旧豊町の区域)	全域：景観形成地域	H6.4.1

図表 3-2-8 「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」に基づく大規模行為届出対象地域

呉市(旧音戸町，旧倉橋町，旧安浦町の区域)，竹原市，三原市(旧本郷町，旧大和町を除く区域)，福山市，府中市(旧上下町を除く区域)，三次市(旧三次市の区域)，庄原市(旧口和町，旧比和町，旧総領町を除く区域)，大竹市，東広島市(福富町，旧河内町を除く区域)，廿日市市(旧廿日市市の区域)，安芸高田市(旧八千代町の区域)，江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町，大崎上島町，神石高原町(旧豊松村，旧三和町の区域)

図表 3-2-9 景観法に基づく景観行政団体

地方公共団体名	景観行政団体となった日
広島県	H16.12.17
広島市	H16.12.17
福山市	H16.12.17
三次市	H17. 4. 1
尾道市	H17. 8. 1
呉市	H17.10. 1

【施策の方向】

- 瀬戸内の多島美、水とみどり豊かな田園景観など優れた景観の保全と創造
- 貴重な文化財の活用と次世代への継承

●施策の展開

(1) 自然景観の保全

世界遺産に指定された宮島、世界に誇る瀬戸内海の多島美、美しい森林や多くの農山村の集落景観を有する中国山地など県特有の豊かな自然景観を、各種条例や関連法規の適正な運用等により、守り、育て、次代へ継承することに努めます。

平成17年度に講じた施策・平成18年度に講じる施策

ア 景観条例に基づく届出制度の運用【環境調整室】

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例を制定し、景観指定地域や大規模行為届出対象地域を指定して、大規模建築物の建設や造成行為等の届出指導を行います。

【平成17年度事業実績】届出制度による指導を行い、良好な景観の保全等に努めました。(届出実績：452件)

【平成18年度事業内容】引き続き、届出指導により良好な景観の保全等に努めます。

(2) まちの景観の整備

「景観形成基本方針」に基づき、市町が主体となった景観対策を促進するとともに、公共事業等における周辺の景観との調和・統一に配慮した事業の推進等により地域の景観特性を重視した景観の保全・創造を図ります。

また、景観法の施行に伴い、同法に基づく市町主体の景観行政を促進します。

平成17年度に講じた施策・平成18年度に講じる施策

ア 景観条例に基づく届出制度の運用【環境調整室】(再掲)

イ 市町主体の景観施策の促進【環境調整室】

地域の特性を生かしたまちの景観整備が進められるよう、まちづくりの主体である市町における景観行政の一層の促進を図ります。

【平成17年度事業実績】実施事例の研修、県民の景観形成活動に対する表彰(景観づくり大賞)、広島県景観会議の運営支援を行いました。また、景観法に基づき市町が自然的、社会的特性に応じた景観計画を策定するための「市町景観計画策定の手引き」を作成しました。

【平成18年度事業内容】引き続き研修会等を実施するとともに、昨年度に作成した「市町景観計画策定の手引き」を活用し、市町主体の景観施策の促進を図ります。

ウ 道路環境整備事業〔都市整備室〕

良好な街並み景観の創造と道路空間の有効利用を図るため、街路樹や植栽、カラー舗装並びに無電柱化推進計画に基づく電線類の地中化を行うことにより、優れた景観の形成を図ります。

【平成17年度事業実績】 鷹取奈良津線において電線類の地中化を行いました。

【平成18年度事業内容】 大須土橋線、城町中之町線及び松永港本郷線においてインターロッキング舗装で歩道の美装化を行います。

鷹取奈良津線、大須土橋線において電線類の地中化を行います。

(3) 歴史的・文化的環境の保全

貴重な文化財の活用と次世代への継承を図るため、文化財の保存修理等に要する経費の助成、埋蔵文化財包蔵地の把握と調和など、文化財の保護を推進します。

平成17年度に講じた施策・平成18年度に講じる施策

ア 指定文化財の管理及び保存・修理〔文化課〕

所有者等が実施する保存修理事業等に要する経費の一部を助成するとともに、国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろしに要する経費の一部を助成し、指定文化財の適切な保存と管理を推進します。

(ア) 国指定文化財保存事業

国指定文化財の保存修理・防災施設設置事業に対し助成します。

【平成17年度事業実績】 國前寺本堂をはじめとする4件の保存修理事業、台風で被災した国宝厳島神社本社本殿をはじめとする9件の復旧事業に対し、助成しました。

【平成18年度事業内容】 重要文化財國前寺本堂をはじめとする9件の保存修理事業に対し、助成します。

(イ) 県指定文化財保存事業

県指定文化財の保存修理事業等に対し助成します。

【平成17年度事業実績】 広島県重要文化財光照寺鐘撞堂をはじめとする5件の保存修理事業に対し、助成しました。

【平成18年度事業内容】 広島県重要文化財光照寺鐘撞堂をはじめとする12件の事業に対し、助成します。

(ウ) 指定文化財管理事業

国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろしに対し助成します。

【平成17年度事業実績】 国宝不動院金堂をはじめとする29件の防災設備保守点検事業等に対し、助成しました。

【平成18年度事業内容】 国宝不動院金堂をはじめとする30件の防災設備保守点検事業等に対し、助成します。

イ 歴史的文化遺産の継承と活用〔文化課〕

国・県指定文化財等の保存と活用を図るため、インターネットを通じて文化財情報の公開や県所有の文化財を公開します。

（ア）文化財ホームページ〔広島県の文化財〕の公開活用

県内に所在する国・県指定文化財の所在地や内容、写真等の情報を広く紹介し、指定文化財の公開活用を推進します。

【平成17年度事業実績】ホームページをリニューアルし、掲載内容の充実を図りました。

【平成18年度事業内容】新指定文化財情報など文化財に係る情報を適宜追加し、情報提供します。

（イ）縮景園・みよし風土記の丘（浄楽寺・七ツ塚古墳群）の公開活用

広島を代表とする名勝縮景園や県北の古墳文化を象徴する史跡浄楽寺・七ツ塚古墳群を公開し、広島県の歴史と文化に関する学習機会を提供します。

【平成17年度事業実績】縮景園は年間16万人、浄楽寺・七ツ塚古墳群は年間約10万人が見学しました。

【平成18年度事業内容】縮景園や浄楽寺・七ツ塚古墳群の環境整備や茶会等の行事を通じて、今後益々の利用促進と学習支援の充実を図ります。

ウ 埋蔵文化財の保護〔文化課〕

埋蔵文化財の保護と活用を図るため、「広島県遺跡地図」を活用し埋蔵文化財包蔵地を周知するとともに、開発事業との調整により、埋蔵文化財の現状保存あるいは記録による保存を図ります。

（ア）県内遺跡詳細分布調査事業

開発事業地内等の埋蔵文化財の有無について確認するための踏査・試掘調査を実施するとともに、埋蔵文化財保護と開発事業の調整を行います。

【平成17年度事業実績】25件の開発事業に対応しました。

【平成18年度事業内容】15事業の現地踏査、試掘調査を予定しています。

（イ）広島県遺跡地図作成事業

県内の埋蔵文化財包蔵地地図を作成・活用します。

【平成17年度事業実績】三次市、庄原市の地図を刊行し、県内全域の35,000分の1遺跡地図が完成しました。

【平成18年度事業内容】遺跡情報の、より適切・効果的な公開方法を検討します。